

## 令和7年9月定例会 八潮市道路陥没事故調査等特別委員会の概要

日時	令和7年10月9日(木)	開会	午前 9時59分
		閉会	午後 2時23分
場所	第3委員会室		
出席委員	宇田川幸夫委員長 逢澤圭一郎副委員長 渡辺聡一郎委員、木下博信委員、藤井健志委員、美田宗亮委員、松澤正委員、 荒木裕介委員、小島信昭委員、細川威委員、町田皇介委員、橋詰昌児委員、 松坂喜浩委員、伊藤はつみ委員		
欠席委員	なし		
説明者	[下水道局] 北田健夫下水道事業管理者、吉田薫下水道局長、西村憲一下水道局副参事、 豊野和美下水道管理課長、橋本翼下水道事業課長、 藤原直樹下水道事業課管路対策幹		
	[危機管理防災部] 黒澤努危機管理課長、関口大樹災害対策課長		
	[県土整備部] 吉岡一成道路環境課長		

### 会議に付した事件

八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会（中間取りまとめ）  
復旧工事の進捗状況  
補償の実施状況  
下水道施設等の老朽化対策  
埼玉県における全国特別重点調査の実施結果  
危機発生時のリエゾン派遣  
県管理道路における路面下空洞調査の実施状況

### その他

- ・ 「道路陥没事故に係る住民・事業者に寄り添ったきめ細かな支援等を求める決議（案）」、「道路陥没事故の復旧事業費等における財政措置を求める意見書（案）」、「持続可能な下水道管理体制の構築を求める意見書及び路面下空洞探査技術の研究開発支援等を求める意見書（案）」を本委員会として提出することとした。

### 松澤委員

- 1 まず、6月の定例会におけるこの特別委員会の決議を受けて、中間取りまとめの公表を待たずに迅速に対応いただいたことに関して、知事をはじめとする執行部及び現場の皆様には深く感謝する。また、現状に関するアンケート等に御協力をいただいた住民の皆様には、改めて感謝を申し上げるとともに、これまで御迷惑や御心配をお掛けしていることについてはお詫び申し上げたい。皆様の御意見を真摯に受け止め、質問し、それを踏まえた結果を導いていきたいと考えている。アンケート結果を受けて、早急に対応していかなければならないと誰もが受け止める内容であると思うが、この結果をどう受け止め、今後の課題をどう対処していくのか伺う。
- 2 住民の方々には収益のみならず、工事の音や振動など、健康面でも被害が出ており、苦勞されていると見受けられるが、どのように解決していこうと考えているのか伺う。
- 3 臭気の計測方法には疑問がある。現在は、半径200メートルを対象としているとのことだが、天候、特に風の強いとき、あるいは雨のときなど、その範囲を超えての被害があるのではないかと。私も実際に八潮市の現場周辺を訪れたことがあるが、ちょうど雨の日だったが、半径200メートルよりも離れている段階でも、やはりちょっと臭気を感じられるという思いがあった。こういったところに対しては、今後も200メートルを原則としていくのか、その辺のところの対応の方法はいかがか。
- 4 測定値が低くても、住民の方々には健康面だけでなく、精神的な面にも被害が生じていると思う。そこでできる限りの補償や対応をと思うがいかがか。よくアンケート等、あるいはネットの中でも見るが、車の被害等、あるいは1番心配するのは地価、土地の価格が下落して、今後そういったことに対してはどう考えていくのか。その辺のところも気になるが、何か考えがあるのか。

### 下水道局副参事

- 1 アンケート結果から、住民の方々が現在も臭気などで生活の中で大きな支障、又は御負担になっているということを知ることができた。大変重く受け止めている。8月の補償説明会でお示した住民や事業者に対する補償については、公共工事の補償基準に準じた補償を行うとともに、それでは算定しにくい、当初の段階では想定できなかった長期間かつ多岐にわたる支障等について、御要望等を総合的に勘案して、その他の補償として対応させていただいた。今後の対応としては、更に様々な被害がある場合には、個別の御相談に乗り、適切に対応していきたいと思っている。
- 2 健康被害について、今回のアンケートでも様々なことが住民の方に負担が掛かっているということが分かった。健康被害については、現在、硫化水素の濃度について、屋外においては事故発生後の2月6日から、陥没箇所付近の地表5地点で、毎日測定を実施している。5地点における硫化水素濃度は、一時的にセンサーが反応することはあるけれども、健康への被害は低いと考えている。専門家からもそうした意見を頂いている。しかし、一方で、屋内における濃度を心配される住民の方がおられる。これまで屋内の測定はしていなかったが、住民の方からの要望もあったので、陥没箇所から距離別で測定を行うことにして、9月下旬から設置の協力を得られた住民の方の家屋の中に測定器を設置して、測定を開始したところである。今後、測定データの回収、専門家の意見を頂きながら詳しく分析を行うとともに、健康への影響に関しても意見を頂きながら、住民の方への丁寧な説明を行っていき、適切な対応を進めていきたいと思っている。

- 3 臭気については、これまでも住民の方や事業者の方から多くの相談がある。我々の職員が実際に現地で測定器を持って歩きながら測っており、長期にわたって被害が生じているのがおおむね200メートルであったので、その範囲について補償の対象としたところである。ただ、やはり風向きなどによって臭いが飛んでくるということは伺っている。今後の対応と方法については、現時点では200メートルとしているけれども、具体的な被害だとか、そういったことを丁寧に聞き取りながら対応の方はしていきたいと思っている。
- 4 実際、住民の方から車のエンブレムだとかにさびが生じていたり、室内にあった銅製品、銀製品などが黒く変色したりという話は伺っている。現在、車のエンブレム等のさびについては、これまでも丁寧に内容を伺いながら確認しており、このことについては補償の方を行う方向で検討している。これからも個々に相談を伺いながら、その内容について丁寧に確認をしながら対応していきたいと考えている。また、土地の価格への影響については、現時点では、復旧工事を行って全体を元のとおりに戻すという方向で工事を進めているので、その土地の価格に対する何らかの補償ということは、現時点では考えていない。

#### 松澤委員

土地の価格等についてだが、個人的な資産の価値がなくなる可能性があるというところで、やはりその辺のところは公定価格に基づいてということになるけれども、今だと令和3年度辺りの公定価格で出た固定資産税だとか、いろいろ税金が掛かってくる中で、土地の価格が現状下がれば、その辺が下がっていくのかどうか分からないけれども、ただ当時の価格と、これから予想できる差額というのは当然出てくると思う。そういったところは、今後の課題ではないかと思うが、もう一度答弁願う。

#### 下水道局副参事

土地の価格に関しては、現状ではそういう風評被害のようなものもあるかとは思っている。ただ、県としては原状復旧をさせるということで進めている。土地の価格についても元に戻るといように期待しているので、今後の状況を見極めながらその辺は検討していきたいと思っている。

#### 美田委員

- 1 補償申込書への懸念について伺う。現在提出されている、その他の補償申込書の裏面にある承諾事項第3項において、「令和7年1月28日に発生した八潮市道路陥没事故に係るその他の補償について、この契約に基づくもののほか、一切請求しないものとします。」と記載されている。このような書きぶりは被害を受けている住民に対して非常に冷たい印象を与えるものであり、事故がまだ収束していないこの現状において、より人間味のある住民に寄り添った文案に修正する必要があると我々は考えている。そこで、被害者の視点から専門家と文案を再調整して訂正すべきと考えるがいかがか。
- 2 原因と責任の明確化について伺う。このたびの事故において補償を行うためには、原因及び責任の所在を明確にして、どこが費用を持つのか、その分担割合を明らかにすることが非常に重要である。県道であるからといって、県にのみ責任があるわけではない。下水道事業は国の指針に従っているため、国にも責任を取る必要があると考えている。大野知事からは、中間取りまとめで事故の責任についての言及がないとの発言もあったが、最終的に、原因と責任の所在を明確にする考えがあるか伺う。

- 3 継続的な補償と支援の必要性について伺う。ここは3点に分けて伺う。まず一つ目、補償の資料では、その他の補償は今回限りであると先ほども申し上げたが、住民は道路の復旧まで苦しみ続けることになる。したがって、その間は寄り添った支援を継続すべきと考えるがいかがか。二つ目、原因、責任の所在が明確になれば、新たな補償支援を行う考えはあるのか。三つ目、もし第三者委員会で責任の所在が明確にならなかった場合、我々としては、国と県が連帯して責任を担わなければならないと考えている。なぜなら、国民の生命と財産を守ることが行政の責任であるからである。国民の安心、信頼を得るために、国と県で責任を持って、この災害を収束させる覚悟があるのかを伺う。
- 4 事業費と負担の実態について伺う。これまでの陥没事故の事業費は、総額約195億円に上り、そのうち、国からの予算は45億円しかない。このままでは、中川流域下水道を抱える市、町が72億円ほどの負担を強いられることが見込まれ看過できない。我々は、国に対し、市、町、住民に過度な負担が掛からないよう強く求めるが、県としても、国に応分の支出を要求していくべきである。また、今回のその他の補償も県の一般会計から賄われており、国には補償の考え方を見直してもらう必要があると考えている。具体的には、国の下水道事業補助が3分の2又は2分の1であることから、例えば、1億2,690万円の補償費に対して、国が3分の2を負担すれば、県費は4,230万円となる。このような補償をもっと国に求めるとともに、県も国と連携して、新たな補償制度の創設に取り組む必要があると考える。そこで、国庫補助の改善と新たな補償制度を国と協議すべきと考えるが見解を伺う。
- 5 空洞調査について伺う。現在の技術では、深度1.5メートル程度しか調査できない状況と伺っている。しかし、今般の八潮陥没事故では、地下10メートルの地点に埋設された下水道管が原因で起きているわけで、県は、国と連携して、技術開発を急ぐべきと考えるが所見を伺う。

## 下水道局副参事

- 1 補償の申込書の承諾事項については、埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱に定められた補償契約書の様式に準用したものであり、補償は双方が合意の上で、きちんと手続を行うという意味合いのものである。具体的には、その他の補償であれば、例えば、3人家族であれば、90,000円の補償になるわけだが、この90,000円の補償を1回請求して、足りないということで2回目、3回目というような請求はできないということである。それ以外の物的被害だとか、そういったものに関しては、また、個別に補償の方の対応を検討しなければいけないと考えている。住民の方々に、お示しする文書については、趣旨や意図が的確に伝わり、誤解を招くことがないように努めていく。
- 2 第三者委員会の取りまとめでは責任については言及していなかった。今後どこまで踏み込んでいただけるか分からないが、下水道局として、責任あるいは今後の維持管理の在り方についての適切な意見を頂きたいと考えている。その上で、責任に応じた形の対応を図っていきたいと考えている。
- 3 復旧工事はいまだ継続している。周辺住民の方々には今後も御迷惑、御負担をお掛けすることになるため、しっかりと寄り添った支援を継続していく。また今後、新たな被害が生じることも考えられるため、補償については継続的に考えていく必要があると考えており、引き続き丁寧に対応していく。

### 下水道事業管理者

- 3 現在も早期の復旧に最善を尽くしているところである。今後も工事が続いていくので、住民に寄り添った支援については継続していくつもりである。これだけの事故が発生したのは初めての経験であり、今後の問題・課題についてはしっかりと明らかにするよう力を尽くしていくのが我々の責務であると感じている。国とは連携して対応していき、国にも必要な責務を果たしていくよう求めていくとともに、県が責任を持って住民の相談を丁寧に行って、適切な対応を行っていくことで1日も早く、安心した生活が送れるよう努めたいと考えている。

### 下水道管理課長

- 4 委員お話しのように、事業費総額195億円のうち、現時点で、国による財政支援は45億円である。これは3月に予備費による財政支援について閣議決定をいただいたもので、それ以外は、現時点で企業債が財源になっているところである。ただ、今回の陥没事故は、流域下水道として前例のない大規模な事故であり、全体の費用の負担についても前例がなく、確立されたルールがないのが状況である。本県としては、引き続き国にも働き掛けるなどして、可能な限り住民負担を軽減できるよう取り組んでいくとともに、下水道施設が国費を充当して整備されてきたことも踏まえて、自治体の意見を十分に聞いた上で、国費の充当も含めた費用負担の仕組み、制度について国に検討を求めていきたいと考えている。

### 道路環境課長

- 5 レーダーを活用する探査車、こちらは機器として用いられるが、探査深度は最大で3メートル程度と言われている。これを超える深度については、十分な探査精度を確保しながら、調査が可能となる機器は実用化されてないというのが実情である。今回の八潮の流域下水道のような、10メートル以上の深さにある管の影響によるこの陥没については、地上からの地中レーダーによる探査では技術的に発見するのが不可能という実態があるので、まずは当事県として技術開発を急ぐべきという声はしっかり国に対して上げる必要があると思っている。また、国と県の連携については、例えば、これからいろんな意味で技術開発が進むと思う。埼玉県を題材として実証実験をしていただくとか、そんな働き掛けというのはあるのかなと思っている。

### 美田委員

空洞調査では、この間、三郷市に知事が企業訪問で来たときに、レーダーや電波とかの調査会社を御覧になって、そこでもこの事故の話で、新たなこういった地中の埋設物に利用できるように研究をして行ってもらえないか、それには埼玉県も惜しみなく協力するという発言もあったので、埼玉県もしっかりと国と連携して、埼玉県としてもやってもらいたいという思いでこの質問も申し添えているので、これは質問ではないが、一応、お含みおきいただきたい。(意見)

- 1 補償申込書への懸念だが、先ほどの言葉尻をあげつらうつもりではないが、文言が今まであったものを準用して、努めていくという最後言いぶりだったので、そこがどうしても引っ掛かっている。我々が求めているのは、この文章を改善して、地域の人たちに安心感を与えて、我々もしっかりと対応していくんだという思いをそこに入れてもらいたいというつもりで質問しているので、我々の意思を捉えた上での答弁をもう一度いただきたいと思う。

2 原因と責任の明確化のところだが、ここもやはり責任の所在で、第三者委員会に明確にした回答をしていただきたいというような答弁で、そのニュアンスが弱い。我々は明確にしてもらわなければいけないと思っているので、すべきだという思いの中から考えがあるかと問うているわけなので、していただきたいではなく、最終的に原因と責任の所在を明確にする考えがあるかないかを答えていただきたい。

#### 下水道局副参事

- 1 承諾事項のことについてである。住民や事業者の方々に、誤解を招くような記述ということであれば、これはしっかりと修正していただかなければならない。どのような形で修正ができるのかということは、専門家の方々にも確認をしながら対応していきたいと思っている。
- 2 我々としても第三者委員会での意見だとか、又は・・・

#### 下水道局長

- 2 こちらについては、前回よりも、もう少し踏み込んでいただけるように、事務局として、執行部としても申し入れていく。

#### 細川委員

- 1 先ほど松澤委員も質問した健康の被害についてである。先ほどの答弁の中でも、毎日測定をしているという話があった。また、ちょっと聞きそびれたが、健康被害が低い、あるいは濃度が低いと、どちらかに聞こえてしまったが、答弁の話を聞いてもやはり健康被害について余り深刻に捉えてないのではないかとというように何か感じた。頂いたアンケートだと、例えば、多くの頭痛だとか、あるいは睡眠障害、また精神的な不安など、健康被害を訴える声が本当に多数あった。そこで伺いたいのは、県として医療機関と連携をして、例えば、住民の方、あるいは当該のところで働いている従業員の方、この事故に関する従事者の方々などの長期的な健康診断、あるいは健康調査を行う必要があると考える。また、それに伴う費用負担についても、やはり考えるべきだと思うがそれについて伺いたいと思う。
- 2 2ページ目にある「5 埼玉県における全国特別重点調査の実施結果」についてである。国の要請に基づいて行われた調査かと思うが、下水道管の腐食、振動、硫化水素など、時間の経過とともに劣化が進行するものであり、場所によってはこの劣化のスピードが非常に異なるのかなということが推察される。そこで伺うが、今回の調査でも、調査を実施する下水道の距離が90キロメートルの中で、要対策延長の緊急度Ⅰ、緊急度Ⅱを合わせると、約半分がこの緊急度に入る状況になっている。国ではこの5年の調査においてB判定だったところが、今回の事故につながったわけだが、そういったことを鑑みても、今回行った全国の特別重点調査と同等の調査を定期的に、例えば、スパンを短くして、3年ごとに実施するとか、あるいはそういった調査に関して国に要望するとか、重要だと思うが県の見解を伺う。

#### 下水道局副参事

- 1 県では硫化水素による健康被害が不安又は心配と思われる住民の方、事業者の方が多いことから、専門家による硫化水素と健康被害に関する講演を実施するとともに、専門的な知識を住民の方々と共有させていただく機会と考えている。その中で、また対面での質疑応答を通じて健康被害等の不安を和らげていくような取組を行っていき

いと現在検討をしている。また、八潮市では保健センターで陥没事故に係る健康相談を実施している。事故による心身の不調や悩みを抱えた方々に対して、市の保健師による健康相談を、電話、窓口、それから訪問で随時行っていただいている。健康への被害に不安がある方には、まず保健センターに相談いただくように案内するとともに八潮市との連携を図り、その後も寄り添った対応に心掛けていきたいと思う。長期的な健康の調査の対応については、現時点では先ほど述べたような形の対応をしていきたいと思っている。現状では屋外での硫化水素については、濃度が低いということから健康被害は低いというように考えている。また、この点については、専門家の方からも、そのように意見を頂いている。また、屋内の測定も、これから行うところなので、そういったところの測定の結果を見ながら、また専門家の方に意見を頂きながら、対応の方は考えていきたいと思っている。

## 下水道事業課長

2 今回の道路陥没箇所においては、3年前の管きょ内調査において、ほかと比較して特異な状況であったわけではなかったにもかかわらず、事故が発生したということである。そういったことから腐食度合い等に応じた調査の頻度の見直しが必要であるというように考えているところである。この課題については国に対して意見を伝えており、県も参画している国の有識者委員会において、県の要望も踏まえた議論が進められているところである。これまで県においては下水道管路全線、5年に1回の頻度で調査してきたところではあるが、こういった国の検討状況等も踏まえながら、適宜見直しを検討していきたいと考えている。

## 細川委員

健康被害のところだが、やはり執行部の皆さんは、健康被害が低いというか、そういう認識だということは分かったけれども、やはり200メートル、私も現地調査したときに臭気は、やはりあった。それが長期、あるいはそういった場所にいると具合が悪くなったり、精神的に不安定になったりするのは、もう当然だと思うが、もう一度、本当に健康被害は低いという認識なのか、もう一度確かめたい。

## 下水道局副参事

健康被害については、住民の方々や事業者の方々から多く寄せられていることは認識している。皆様、臭いだとかに苦しんでいるということは重く受け止めている。健康被害に関しては、因果関係が明らかであれば補償をしなければならぬというように考えている。健康被害について個々に相談いただきながら、補償につなげられるものは補償の方につなげていきたいと思っている。相談には個々に寄り添って対応していきたいと思っている。

## 橋詰委員

1 先日、我々も会派として、八潮市の陥没現場から50メートルや70メートルのところにお住まいの方々と話をして被害状況を伺った。本当に私たちが想像していた以上の大変さ、健康被害というのは一番気になることかとは思いますが、本当に思っていた以上の大変さというのでも伝わってきた。また、今回、住民アンケートということで、頂いた中身を見ても本当にその窮状が伝わってきているという状況なので、改めてこのことについて確認したいと思う。2ページの「3 補償の実施状況」の関連になるが、まず健康被害、先ほど来、松澤委員また、細川委員からもあったが、やはりここが今一番

気になってくると思い、この健康被害について伺う。9月24日の県土都市整備委員会では、我が会派の戸野部副委員長から硫化水素の健康被害についての質疑をした中で、疾病など因果関係が明らかであれば補償の対象になるとの趣旨の答弁を頂いた。因果関係を明らかにするために大事になってくるのは、やはり家の中の硫化水素の濃度を正確に測定することと、健康被害の実態を正しく把握すること、大きくこの二つだというように考えている。先ほど話があった屋内用の硫化水素の測定器について、その段階では調達中ということで、9月から早速入手して、今、測定をしているとのことだが、測定機器が今どれぐらいあって、時間帯と場所、どのように渡してやっているのか、その状況について伺う。

- 2 健康被害の実態の把握について、健康被害だから、学者や専門家の方にも、10ppmがとか、いろいろそういうお話もある中で、やはりここ判断するというのはある程度時間がかかるのだと思うし、このことについて県としては今、八潮市の保健センターとか、その辺で訪問もしているということになるかと思うが、やはり医師とか専門家が定期的に、その方には定期検査というのは絶対にしていくべきだというように思っている。いまだに硫化水素が出ているような状況の中だけではなく、長期的なことも視野に入れていくべきだと思うが、その辺についての考えを示していただきたいと思う。また、個別訪問で何か問題があったら連絡してくださいというはずとされている中で、前回も質問したが、マンパワー的なところもあるとは思いますが、要は個別訪問について、やはり400世帯に近いと聞いているが、この辺についても丁寧にやっていくということであれば、そのことも一つは視野に入れていかなければと思うが、そのことについての考えを伺う。
- 3 脱臭機を既にもう配布されている。補償の実施状況でも書かれているが、この脱臭機、いろいろ機能だとか性能とかは伺っているが、脱臭メインということで、あとコンパクトだとか、メンテナンスということで今導入されているが、今ある機械はもうどうもできないが、例えば、これをちょっと高額なるかもしれないが、硫化水素の除去機能とかが付いているような、そういう機能付きのものに今後、変えていくような考えはあるかどうか。
- 4 今、下水道管内において、硫化水素の発生を抑制するための対策ということも、全国的にもいろいろ報告もされている。その中でも様々な硫化水素の抑制ということで、効果のあるように言われている。その中で、既に使用されているかもしれないが、有効な薬剤として、ポリ硫酸第二鉄、ポリ鉄というが、そういうものとか硝酸塩とかがあるということだが、現状、その硫化水素の発生を抑制する対策はどのようにしているのか改めて伺う。
- 5 埼玉県における全国特別重点調査の実施結果について、緊急度Iが3.5キロメートルと全体でなっている。これを先日の補正予算で整理し、速やかに実施すると伺っているが、実際、3.5キロメートルは短いイメージだが、実際、下水道の管の1キロメートルは、すごい距離だというように私は思っている。これを本当に一斉に県内でやるということで、実は越谷市も1.5キロメートルを対応すると、もう既に発表されているけれども、これを一気にやる。その全県としてやっていけるマンパワーというか、お金はあるかもしれないが、実際、技術的にそれが年度内というのは可能なのか、そこについて伺う。

#### 下水道局副参事

- 1 測定器については、9月下旬に調達をして現在7台ある。この7台について陥没地点

から距離別に置かせていただく形である。また、測定器の設置に協力していただける住宅、住民の方、また事業者の方をお願いをしている。全体で、まず10数地点の測定をしたいと思っているが、現時点で測定器が欠品ということで、入荷でき次第増やしていきたいと思っている。測定は24時間の対応が可能なので、まず、お願いしているのは、硫化水素は空気より重いため、2階よりも1階に置いた方が良いので、1階に置いていただくようお願いしている。ただ、住民の方は、2階ではどうだろう、外ではどうだろうという形で、持ち運びができるので、そういったことで、今現在はいろいろなところで測定しているというように聞いている。ある程度、同じところでの測定を記録してもらい、何時から何時は1階のここで測っていた。そういったもののデータを収集して専門家の方に測っていただき、どんな状況なのかということを検討していきたいと思っている。

- 2 健康被害については、住民の方、事業者の方々から多く寄せられているのは承知しており重く受け止めている。健康被害に関しては、個々の相談に応じて丁寧に寄り添った形で対応していくことを基本としている。また、専門家による講演又は市の保健センターの保健相談などと連携して、継続的に対応していきたいと思っている。現時点で、県で直接、健康調査を行うということは考えていない。また、個別訪問については、これまでも相談窓口で相談があれば直接伺って、又は物的被害だとかがあれば直接確認させていただき、個別に訪問させていただきながら行っている。こういったところを丁寧にきちっとやっていきたいと思っている。全世帯訪問については、なかなかマンパワー的なところもありできないが、相談があれば、個別に訪問し、確認をしてという形で、しっかりとやっていきたいと思っている。
- 3 現在配布している脱臭器については、臭いを除去することに特化したもので、硫化水素の除去機能はない。硫化水素については、工事の現場において硫化水素の発生を抑制していく対策を施しているので、こちらの方を継続的に行っていきたいと考えている。

#### 下水道事業課長

- 4 汚水から発生する硫化水素の抑制対策については、大変重要な課題と認識しているところである。県ではこれまでも、管路施設の維持管理に関して、官民連携や産学官連携を通じて共同研究を行うなど取り組んできたところである。実際に陥没箇所上流に位置する春日部中継ポンプ場においては、ポリ鉄と硝酸カルシウムの注入を行うというような対策をしているところである。また、国に対して今回の陥没事故を踏まえた維持管理方法の見直しや新技術の開発についても要望しているところであり、そういった現在、国の有識者委員会において県の要望を踏まえた議論を進められているといったところも踏まえ、今後も硫化水素抑制対策に取り組んでいきたいと考えているところである。
- 5 マンパワーの話だが、現時点では確保できているところではあるけれども、今後、事業者の技術者不足も懸念されるので、飛行型の小型ドローンによる調査とか、AIによる劣化診断など、そういったDXによる生産性向上に取り組む事業者に対して、フィールドを提供して支援するなど、また、国に対して新技術の開発を先に進めることを要望するなど、取り組んでいきたいと考えている。

#### 橋詰委員

- 1 屋内の硫化水素の測定器については、今、欠品しているということでこれからまた増やしていくという考えだとは思いますが、今ある中で、24時間ログ収集という話があって、それを定期的に専門家に見せてということだと思えるけれども、そのデータだけで本当に

今、例えば、硫化水素は重いから1階にという話もしていたけれども、アンケートとかでもあったが、2階の部屋にあるパソコンだとか、それもさびというのか、ちょっと被害になっているのではないかというそういう懸念もある中なので、硫化水素、やはり風とかでも、そういうこともあると思うので、別にそれは1階であろうが、2階であろうがいいと思うけれど、その辺の徹底というか、本当に正しく、そういう正確な値が計測できるような周知がされているのか、その辺は専門家も入った中でお願いしているのかどうかということを再度確認させていただく。

- 2 健康被害のところは、今の段階では県として対応は考えてないということだが、やはり、この辺が今後、気になってくると思うので、しっかり経過観察を含めて、県もしていただきたいと思うので、多分同じ傾向になると思うので、再度これは意見とさせていただきますと思う。
- 3 先ほど硫化水素の抑制で、今、専門家の方、国とも連携を取りながら新技術と言っているけれども、先日、専門家の方に伺った中で、鉄含有硝酸塩がすごく有効だというデータ、また知見もあるというように伺っている。これの比較で3分の1の量でという話、硝酸カルシウムという話もあったが、この辺のことも、やはり人体の健康被害の防止ということでも期待できる。先ほど話があった抑制ということの重要性というのは十分認識しているとは思いますが、住民だけではなく、工事される方の健康も守っていくということになると思うので、この辺の利用について再度見解を伺う。

#### 下水道局副参事

- 1 測定器の設置について、専門家の方の意見もあり、下の方が高く出るということもあり、なるべく1階にと話をさせていただいた。ただ、この後も専門家の方にそのデータなどを分析していただくこともあるので、再度、専門家の方にも確認をしながら、住民や事業者の方には、なるべく定点で測定していただくようお願いをしていきたいと思っている。
- 2 健康被害に関しては、この屋内の硫化水素の測定の結果等も勘案しながら、引き続き検討していきたいと思っている。

#### 下水道事業課長

- 3 硫化水素抑制対策について、いただいた御指摘や知見についても参考にしながら、その効果やコスト比較等を行って、今後も引き続き、硫化水素抑制対策を進めていきたいと考えている。

#### 伊藤委員

- 1 道路陥没の原因について、本会議場での一般質問の中では、3年前の点検結果の評価について誤診ではないかとの報道があった。3年前から臭いがきつかったという声もある。県はこのことを実際に把握していたのかどうか、県はこの点の事実確認調査を今回しているのかどうか伺う。
- 2 補償に関して、事故が原因で廃業せざるを得なかった事業所で働く労働者の補償について、事業所への実態調査は実施したのかどうか。
- 3 事業収入の減少について、減収については補償されるが、人件費については対象にしていらないのかどうか伺う。
- 4 この補償の範囲を200メートルとしている。あとは個別対応で対応に応じるとしているが、この件に関しては、200メートル以外の住民にどのように周知しているのか。

- 実際に200メートル以外なので、諦めている方も見受けられるので願います。
- 5 家屋補償について伺う。ここの対象者数67のうち、一般住居と事業所の数について報告いただきたい。
  - 6 家屋補償の補償額について、復旧に係った請求額は全額補償になるのか。
  - 7 給付は埋立て後とあるが、もしも家屋にひびが非常に入っていて、そこまで待っていて大丈夫なのかという部分に関して、安全に住めるような状況にあるのか説明願う。
  - 8 脱臭機の配布について、200メートル外でも風向きによっては臭いがきつい地域もあるとほかの委員も発言されていた。実際に200メートルの外であって臭いがきついと申出をすれば、脱臭機が配布されるのかどうか伺う。
  - 9 健康被害について、先ほど来から、前例のない事故ということで説明をいただいた。ということであれば、やはり、八潮市さんが頑張っていると思う。保健センターでの保健師相談を始めているが、県としては、健康調査に関してもある程度のデータを蓄積して、その因果関係のためにも、このデータを蓄積しておく責任があるのではないかと考える。例えば、硫化水素だと、アンケートにもあるが、咳が出るとか、ペットの目に症状が出たとか、そういう部分も書いてあった。こういう部分に関して、やはり先ほど来から、専門家に知見を聞いていくという話だったが、屋内の測定器だけでは、その因果関係の証明にはなり得ないのではないかとと思うので、県の考えを伺う。
  - 10 交通安全対策について伺う。アンケートによると迂回する車が増えたというところでは、通学路でもあって、交通量が増えて大変危険な部分もあるという話があった。そして、工事車両や大型車両も周辺にいっぱい入ってくると思う。県では交通安全対策に関しては、特別な対応をとっているのか説明を願う。
  - 11 老朽化対策について伺う。今回の事故を受けて問われたことは、下水道などインフラの維持管理、修繕を担う地方自治体の技術職員の不足も一つではないかというように思っている。技術職員のうち下水道部署の正規職員数は、1997年の全国で約2万6,400人をピークに減り続けていて、もう3年前には18,000人までに減少したという報道がある。技術職員がいない全国の自治体は25%というように数字が出ている。県内の技術職員の実態はどうか説明いただきたい。
  - 12 老朽化対策に関する今後の話にはなるが、下水道事業の広域化についてである。やはり、広域化になったことにより、下水道管の口径が大きくなって点検や維持管理が非常に困難になっている。こうやって破損をすれば被害が甚大になるという部分である。広域化の見直しを検討すべきではないかと考える。更に国に意見すべきではないかと思うが、県の考えを伺う。
  - 13 全国特別重点調査に関して伺う。これも本会議で質問があったが、緊急度Ⅱについては、知事の答弁では、今回の補正予算については緊急度Ⅱの箇所についても一部対応を行っているといった。一部対応とはどんな箇所なのか。早急にやらなくてはいけない、優先順位が決められて緊急度Ⅱであっても、もう対応しているという話であるが、その優先順位はどのように決定されていくのか伺う。

#### 下水道事業課長

- 1 令和3年度に実施した調査においては、調査結果の画像から調査業者及び下水道局において、速やかな補修が必要な箇所ではないというような判断をしているところである。事故後に改めて、令和3年度の調査画像を確認したが、上下流の下水道管の状況と比べて、この場所だけが特異な状況というわけではなかったという認識である。また、臭いがきつかったという声があったという件については、過去の問合せ履歴も確認したが、

御指摘のような事象は確認できていないという状況である。第三者による原因究明委員会においては、最終取りまとめに向けて、更なる検証と点検調査方法の留意点等についての検討を行う予定だと聞いているので、その動向も、引き続き、注視していきたいと考えている。

- 10 交通規制については、工事の進捗に合わせて見直し、安全対策を進めてきたところである。具体的には、迂回路により交通量が増えたところなどにおいて、路面標示の修繕や看板の設置、誘導員の配置などの措置を講じてきた。通学路においては、通学時間帯の誘導員の増員など、地域からの要望に随時対応しているところである。また、施工業者に対しても、通学路や注意すべき箇所などの情報を提供して、工事車両の安全運転を徹底するように指導しているところである。引き続き、交通の状況を確認しながら、警察とも連携し、しっかりと安全対策を進めていきたいと考えている。
- 12 広域化の見直しの件について、流域下水道においては、効率的な運営、コスト削減、持続可能なインフラの確保などのメリットが大きいことから、広域的な汚水処理システムの構築を進めてきたというところである。他方、このたびの陥没事故により、委員御指摘のような大規模な下水道施設の課題が明らかになり、将来の人口動態や地域ごとの特性を踏まえた施設整備や、その維持管理の重要性が認識されたというところであると考える。このことについては、国の委員会等にも意見しているところであり、国の協力もいただきながら、持続可能な汚水処理システムの構築に向けた検討を進めていきたいと考えている。
- 13 全国特別重点調査の緊急度Ⅱの件について、まず、下水道管路の調査における判定については、初めに下水道管の状態について、腐食、たるみ、破損の項目で診断をして、劣化の進行順にAからCにランク付けを行うとしている。この判定結果を踏まえ、全国特別重点調査においては、ランクAが1項目以上で緊急度Ⅰ、ランクBが1項目以上で緊急度Ⅱとされているけれども、同じ緊急度Ⅱであっても、その項目数や要対策延長などが異なってくるところである。こういったことも踏まえて、県として速やかな対応が必要と判断したものから、順次対策を講じているというようなどころである。

## 下水道局副参事

- 2 事業所調査を行ったのかについては、事業所の調査は行っていないが、具体的にそういった相談も寄せられていない。
- 3 人件費についての補償はあるのかについては、公共工事の損失補償基準において営業廃止又は営業規模縮小に伴う解雇に当たっては、解雇予告手当相当額の補償ができることになっている。今後、廃業だとか、事業縮小だとかそういったことの御相談があれば、こういったことを御案内していきたいと思っている。
- 4 200メートル外も含む周辺住民の方に対しては、道路陥没事故に関する情報提供を行っているかわら版において、補償説明会の情報や補償申込み等の期限など、これまで記事を掲載して周知してきた。補償説明会資料や説明会における質疑応答についても、県ホームページで公開し周知を行っているところである。また、電話相談窓口においても補償を含め様々な問合せや相談などに対して丁寧に対応を行っている。
- 5 家屋補償に関しては、まず、対象者67件のうち、一般住居と事業者数の内訳であるが、一般住居46、事業者が21になる。
- 6 家屋補償の補償額については、工事との因果関係が認められる家屋のひび割れだとかに係る修復費用、修繕費用が補償対象になる。
- 7 給付は埋立て後ということで、それまで安全に住むことができるのかについては、6

7件の対象のうち、陥没現場に近い23件については既に事前調査を実施している。調査結果として、1件を除き、居住するには支障がないという判断になっている。そのことから、その周辺にある一般の居住者、それから事業者に関しては、被害の状況ですとかに応じて御相談いただければと考えている。その状況によって、簡易な調査ができるのかどうかを含めて検討していきたいと思う。住民や事業者の方々からの御相談に応じて、個々に対応していきたいと思っている。

- 8 脱臭機の配布については、交通規制区域に加えて、職員が現場周辺の臭気を日々確認して、あらゆる対策を行ってもら、長期にわたって影響が認められるのが最大200メートルであるということで、こちらの200メートルの範囲を定めさせていただき、生活上の支障があるものとして脱臭機を配布している。200メートル外の方からの相談に対して、被害の事情等をよく確認しながら、対応できるものであるのかどうかということを検討して対応しているところである。
- 9 健康被害の関係である。硫化水素による健康被害については県としても重く受け止め、健康被害を訴えている方々の声というのは重く受け止めている。専門家による講演又は市の保健センターとの連携だとかを通じて対応をしっかりとやっていきたいと思っている。また、屋内の硫化水素の測定も始めたところである。専門家の方の御意見と測定結果を踏まえ、又は屋外でこれまでも続けている測定結果含めて、専門家の方々にもデータをよく分析していただきながら、どんな対応ができるのかということは引き続き検討していきたいと思っている。

#### 下水道管理課長

- 11 県内の技術職員の実態についてである。公益社団法人日本下水道協会が取りまとめた、令和4年下水道統計によると、下水道事業を行っている県を含む県内自治体、一部事務組合もあるが、この57団体の正規職員数は約600人である。また、下水道事業を行っている自治体のうち、技術職員が1人もいない自治体は、下水道事業を行っている57団体のうち11団体となっている状況である。

#### 伊藤委員

- 1 3年前の点検結果について伺う。点検結果については、公開されているものなのかどうかを確認したい。
- 2 家屋補償についてである。1件を除いては、年末まで待ってもらっても大丈夫という説明であったが、1軒のお宅は転居されて、今、家屋を別のところを準備しているという理解でよろしいのか。
- 3 脱臭機の配布について、実際に200メートル外で、臭いを何とかしたいと個別相談をすれば、脱臭機の配布は可能なのか、それとも可能ではないのか、どちらかで答えていただきたいと思う。
- 4 健康被害について、私はデータとして蓄積するのであれば、臭いのデータが一つ、もう一つは住民の方の健康状態のデータも蓄積をしないと因果関係は証明できないというように思っているが、その点をもう一度お答えいただきたい。
- 5 八潮市が行っている保健センターでは、保健師さんが相談に乗っている。相談に乗った結果、医療につながっていくというケースがあるのかどうか伺う。

#### 下水道事業課長

- 1 この調査の報告書自体を、県のホームページで載せているというものではないが、例

えば、復旧工法検討委員会の資料において、当該箇所における写真、調査画像を使ったりする形で、公表は一部しているような状況ではある。

### 下水道局副参事

- 2 家屋補償の1件について、今現在、仮住居の方に移転をいただいている。個人情報だとかが入るので、詳しくはここではお答えできないが、そういった対応で、今現在は、ほかの住居に移転しているところである。
- 3 脱臭機の配布が200メートル外の方に可能か不可能かについては、可能か不可能かで答えるのは難しく、やはりその状況の話をよく聞いて、配布することが妥当なのかどうかということ判断して対応しているところである。
- 4 健康被害の関係であるが、現時点では健康被害に関しては、個々の住民の方々から相談いただいたことに対してしっかりと対応していく。補償につなげられるのであれば補償させていただき、そういった、今、寄り添った形で対応しているところである。
- 5 市の保健センターの状況であるが、個人情報でもあるのでなかなか、お答えがしづらいが、現時点では医療機関につながったということは聞いていない。

### 下水道局長

- 4 健康被害について補足させていただく。硫化水素による不安を感じていると、補償説明会でもそういう声を聞いている。今回のアンケートでも多く寄せられており、大変重く受け止めている。御指摘いただいたように、まず、そのデータに基づいて正確な知見に基づく知識を共有することが重要なので、伊藤委員から測定器なども含めての話があったが、その測定方法なども含めて専門家の意見をしっかりと収集して、そういう知識をしっかりと住民と共有して、不安を増幅させないように努めていくのでどうか御理解いただきたいと思う。

### 伊藤委員

3年前の点検結果の公表について、やはり多くの専門家の方々に知見というか、考えを伺って原因究明をしていくということが、今回は非常に重要だと思っている。そうすると、先ほども究明委員会の中では、確かに私たちも一部の写真画像を見ることができたが、専門家の皆さんに改めて3年前の結果も御覧いただいた上で、いろいろな知見を県に寄せていただく、国に寄せていただくという必要があると考えている。例えば、県に情報公開をすれば、全ての結果が公開になるのかどうか、その辺をもう一度伺う。

### 下水道事業課長

3年前の調査結果について、特に隠すものではないという認識なので、御指摘のとおり、様々な方々の意見というのが重要と考えている。国の方においても、今後の点検調査方法や診断基準とか、そういったところの検討なされているところであるので、国とも連携しながら対応していきたいと考えている。

### 渡辺委員

- 1 2ページ目のリエゾンの件について、リエゾンについて見直しを行ったということであるが、この統括リエゾンというのはどういった人物が担うのか。また、先般の委員会でも提言をさせていただいたけれども、専門性の強化や専任体制など、リエゾン業務の質の向上についてはどのように強化を図っていくのか伺う。

- 2 今般の事故で初動体制の課題をどう整理しているのかということで、6月議会の一般質問において、県でも危機管理体制の見直しと強化が必要という質問があった。知事も初動における連携と総合調整力の強化を図ると言っていたけれども、具体的に、今般の危機の初動体制の課題をどのように整理して、今後の危機管理についてどのように改善していくのか伺う。
- 3 路面下調査が、今、圏央道より以北で調査が令和5年度から行われているけれども、現在の予算ベースで全ての緊急輸送道路の調査が完了するのはいつになるのか。また、緊急輸送道路以外の道路でも、国からの交付金等を見込めるのか。また、それを実施する考えはあるのか伺う。
- 4 路面下調査のA、Bについて、これ補修が行われているということであるが、空洞が小さくて深いところにあるC、これを道路パトロールで経過観察するという先ほどの話であったが、道路パトロールでは地下の情報が分からないので、空洞がどんどん進行している可能性も否定できないと思うけれども、その点のリスクについてどのように考えているか伺う。
- 5 賃貸物件に関して、臭気などの影響で入居者が出ていってしまう、契約更新をされないというパターンが出ているようである。オーナーとしては、やはり家賃を安くするか、契約更新料を支払わないでしてもらうであったりしないと、なかなか継続して入居してもらえないという現状があると思う。そのアパートオーナーなどへの補償は、200メートル内外問わずに必要と考えるが、どのように考えているのか伺う。

#### 危機管理課長

- 1 統括リエゾンについては、首長をはじめとする市町村幹部との直接の調整、市町村の会議等での情報発信、そういったことを予定しているので、管理職の職員が対応することを予定している。専門性の強化については、職員向けのマニュアルは整理しているが、危機管理防災部に初めて配属された職員がマニュアルを見ただけで、リエゾン業務を円滑に行うことは難しいと考えている。このため、配属された全ての職員に対して、新任職員研修を行うとともに、情報収集や市町村支援を行う班ごとの研修を定期的に行っている。これらの研修に加え、近年頻発している豪雨への対応など、実際の対応を積み重ねることにより専門性の強化を図っていきたいと考えている。
- 2 八潮市道路陥没事故の初動対応について、八潮市など関係者との意見交換を行った。八潮市からは、事故の翌日にリエゾンが派遣されたことについての感謝の声があった一方で、初動期は市からの質問等が多いにもかかわらず、対応する県のリエゾンが少なかったなどの指摘があった。八潮市へのリエゾン派遣については、1月29日、早朝の危機対策会議後、速やかに行ったが、初日に派遣したリエゾンは1人で、結果として人数が足りなかったと考えている。これらを踏まえ、リエゾンマニュアルを作成し、リエゾンの複数派遣を定めるとともに研修等で習熟を図っていく。

#### 道路環境課長

- 3 先行して調査をしていた圏央道以南については、平成30年度から令和4年度までの5年間で調査を終えている。予算の関係もあるが、意気込みとしては、圏央道以北についても、5年間で調査を終えたいというように考えている。調査に国費は入れられるのかについては、改めて国の方にも確認をした。対象になり得るのが防災安全交付金であるが、対象は修繕とか改築のみということで道路管理者が維持管理のために実施する路面下空洞調査については、交付対象外という回答をいただいた。したがって、従来どお

り県の単独費で実施していかざるを得ないというような実情である。緊急輸送道路以外もやるのかについては、まずは、現在進めている圏央道以北の緊急輸送道路の調査をスピード感を持って実施していきたいと思っている。また、並行して、例えば、点検調査技術の高度化とか、あるいは調査に要する費用のコストダウンの動向、また、国から示されている調査要領にある調査頻度の考え方、また、道路管理者だけではなくて、今後、占有者の方でも実施される点検調査との役割分担、こういったところもしっかり勘案しながら、例えば、緊急輸送道路の2巡目に入るべきなのか、あるいは緊急輸送道路以外の調査を進めるべきなのか、そういったところを判断していきたいと考えている。

- 4 判定でCとなった経過観察の箇所の状況であるが、これは道路を管理している地域機関が今12事務所ある。12事務所と、この路面下空洞調査の判定結果については情報共有をしているところである。委員の御質問にもあったとおり、通常の道路パトロール、県管理道路については、最低、週に1度は道路パトロールを実施するという形になっている。その中で、路面の変状を確認するというように、特に点検を確認するものに対しては意識を高く持たせているところである。また、舗装の劣化診断というのがある。3年に1度、路面性状調査というものを実施しているの、そういった調査ともリンクしながら路面の変状については、常にアンテナを高くして道路管理者として変状を確認する努力をしているところである。

#### 下水道局副参事

- 5 アパートオーナーへの補償については、現在、県で示している営業補償の中にはメニューとしてはない。個別の対応になってくるものと思う。アパートオーナーの方の、いわゆる出て行った後に入居者が入らないというようなことだと思うが、その営業の支障を、まずは状況をよく把握をして、それから、その後の入居の率だとか、そういったものも把握をしながら補償をすべきかどうかということは判断していきたいと思う。まずは、状況だとかそういう周辺の状況も含めて、そういったアパートの入居、人の出入りの関係の状況をよく把握をして、検討していきたいと思う。まずは個々に相談をいただき、その中でしっかり対応していきたいと思っている。

#### 渡辺委員

- 1 リエゾンの件だが、今般の事故でも県と消防の間で指揮命令関係がなくて、県が報告を消防に求めることができなかったと知事が言っていて、情報がどこから来るのか、誰が出すのかも含めて、やはり現場との連携に混乱があったということが非常に大きかったと思っている。そこで、やはり情報共有についても、関係機関と連携した訓練等々も必要だと思うけれども、リエゾンについて情報共有の部分で、その辺りを再質問する。
- 2 今、リエゾンの初動体制の課題を答えていただいたが、私の質問の趣旨は全般的な初動体制の課題、今回の危機事案に対して、これをどのように整理しているかということ伺いたいと思う。
- 3 路面下空洞調査の調査費用の負担、これ県の単独費用ということだが、これも先ほどの繰り返しになるけれども、こちら空洞調査の費用負担についても、やはり国に対処を求めていくべきではないかと思うが考えを伺う。
- 4 C判定のところを道路パトロールの意識を高くして路面を見ているということだが、やはり地中では進行していると思うので、地下の状況によっては、埋設物とかの状況によっては詳細な地中調査とか、そういうのも必要ではないかと思うけれどもその辺りのリスク管理をもう一度伺いたい。

## 危機管理課長

- 1 リエゾンの部分について、委員御指摘のとおり、やはり情報共有というものが非常に、特に初動期においては重要だということは今回改めて感じたところであり、今後、どういった形で訓練していくのがいいのかとか、やり方についても検討はしていきたいと考えている。
- 2 全般的な課題ということになるが、一つ目と重なってくるが、やはり適切に情報共有ができると速やかな対応につながってくると考えているので、この情報共有の在り方というものを、今回の経験を生かして、次に、しっかりできるように対応していきたいと考えている。

## 道路環境課長

- 3 路面下空洞調査の関係であるが、地下インフラの老朽化については、埼玉県だけではなくて全国的な課題であると考えている。八潮市の事故以来、空洞調査の必要性とか、重要性というのは社会的にも認知されている、そんな状況があるかと思う。今後、国に対してはあらゆる場面を通じて国費を導入していただけるよう声を掛けていきたいと思っている。
- 4 リスクの関係であるが、現在の路面下空洞調査は、1.5メートルまでというところで調査を実施している。それ以深については路面上からの調査の中では把握が出来ていない、そんな状況である。については、占有者の方で実施した結果調査により、どこか不安があるような箇所が見つければ、例えば、ピンポイントでそのボーリング調査を実施して確認するだとか、そういう占有者との調整、占有者の調査との連携、こういったものをしっかりとしていきたいと思っている。

## 町田委員

- 1 原因究明委員会についてである。先ほど、美田委員からも指摘があったけれども、事故の原因と責任の所在を明確化すべきというのは私も同じ思いであるし、今定例会の一般質問で我が会派の白根議員も、質問させていただいたところである。先ほど、美田委員への答弁の中では言ってはなかったけれども、一般質問の答弁のときは、どこまで踏み込んでいただけるか分からない、議論中というのは、さっきもあったけれども、事故の責任究明への県の要望について、委員会事務局に伝えるということを知事が答弁されていた。先ほど答弁がなかったのも、恐らく要望してないと思ったけれども、この県の要望というのは、いつやる予定なのか伺いたいと思う。
- 2 復旧工事の方の工程表の中にある複線工事についてである。復旧工法検討委員会の方で、事故現場付近の複線化の方針は既に示されていて、冒頭の説明でも現在そのルートの検討中で、工事は5年から7年くらいかかるというような説明もあった。既に、復旧工法検討委員会で、陥没現場周辺2キロメートルを複線化する方針が示され、下流部の中川水循環センターまでの複線化も検討していくとの報道もあったが、現在、検討しているルートは、どこの箇所を行っているのかも含めて、このルートの検討について詳細に御説明をいただければと思う。また、工程表では、今年度から来年度にかけて、ルートの検討測量設計等、来年度は工事ということになっている。来年度、複線化などに対しては、国が半分補助するというような話もあるけれども、複線化工事の今後の見込みについてお聞かせいただきたいと思う。あわせて、2キロメートルの複線化について、概算ではどの程度の工事費が想定されるのか、その点についても伺う。

## 下水道事業課長

- 1 原因究明委員会の方にいつ申し伝えるのかについてであるが、先日の答弁を踏まえて、既に県の要望については事務局の方に伝えているところである。
- 2 現在、複線化のルートを検討中というところである。具体的には陥没箇所から約1.5キロメートル上流であり、県道越谷八潮線と県道松戸草加線の交差点であるチュウ6と呼ばれるマンホールから陥没箇所付近の中央一丁目交差点にあるチュウ4と呼ばれるマンホールまでの区間については、県道松戸草加線の北側車線に現在の中央幹線が敷設されており、並行して南側車線に新しい管路を敷設するという事を考えているところである。また、チュウ4マンホールから下流である中川水循環センターに向けての複線化については、複線化を実施すべき区間や、新しい管路の敷設ルートについて検討しているところである。その検討に当たっては先ほど金額の話もあったけれども、複線化の必要性とともに金額等を踏まえて検討しているところで、現時点で具体的な金額についてはお答えしかねる状況である。

## 町田委員

複線化の2キロメートルは一応出ているけれど、それは今、精査しているという話で理解はした。ちなみに工事の進捗状況とかがあり、県としては、来年度から陥没箇所を埋め立てて暫定供用させるという方向で今やっていると思うが、そこにかかる費用が大体、知事がおっしゃった300億ぐらいという話があって、この複線化は、そこに含まれていないと思うが、そこにプラスアルファで複線化の費用がかかってくるということになると、白根議員が費用の在り方についても質問していたが、そのときの答弁で、引っ掛かったところがあった。今後、公共下水道施設の更新には莫大な費用が必要であることから、下水道が国費も充当して整備されてきたことを踏まえ、国費の充当も含め、費用負担の仕組みについては国民的な議論が必要と考え、そのとおりだと思うけれども、だから県としてどうしていくのかということがなかった。どうしていくのかという部分が大事かと思うので、その点について、どのような考えなのかお聞かせいただきたいと思う。

## 下水道事業課長

国費の充当も含め費用負担の仕組みを検討するという、こちらの課題については国に意見として出しているところである。現在、国の方でも、新たな補助制度等の検討がなされていると認識しているが、そういった国の動向も踏まえながら検討していきたいと考えている。

## 藤井委員

幾つか、いろいろと議論がある中で私も関連したことを聞いていきたいが、今、町田委員からも責任の所在の明確化ということで質問があったけれども、様々な議論を通じて思うのは、端的にいうと国に責任を求めていく考えはないのかという趣旨で聞きたいと思う。このインフラの骨格の部分、これは局長か、北田管理者にお答えいただきたいと思う。この骨格の部分は国が作ったところが多くて、ドーンと作ったら、水が流れて、点検は水が流れた状態でやらなければいけない。本当にできるのか、しっかりできるのかとか、改修についても水が止められない状況でやらなくてははいけないとか、そういう危うさのあるインフラだという声がたくさんある。その上で、点検については、国のガイドラインに従って、しっかりやっているということであるし、また、いろんな声も地元から聞くけれども、復旧工事にかかる費用、国が本来持つべきなのではないかという声もたくさん頂いてい

る。それから補償という問題、これまでも議論あったけれども、今、整理されているのは、工事の損失に伴う補償、損失補償という形である。ただし、これまでも意見があったとおり、しっかり県民に寄り添った補償をするべきではないかとか、これは県が望むか望まなにかかわらず、損害補償ということに切り替わる可能性も、ゼロではないと思う。そういった意味においても、美田委員からもあったが、適切な補償とか、損害賠償ということになった場合に、これは誰が原資を持つのか、県なのか国なのかという議論もしっかりしていかななくてはいけないと思う。それから、今、町田委員からバイパスという話もあったけれども、今後、点検の在り方も含めて、適切な維持管理をしていかななくてはいけない中で、ストックマネジメント計画もあるけれども、それを上回る投資の目標額を作っていかなければいけない中で、でも一方で、国の内示率は減少しているということもある。もう1回冒頭に戻るが、これはインフラの骨格は国が作った。点検も国のガイドラインに従ってしっかりやっていた。でも、こういう事故が起こってしまった。これは、いろんな声がある中で、これ、国が担うべきところ、もう極めて大きいのではないかという声を、もうかなり多く聞いているけれども、責任の明確化ということよりも踏み込んで、国にしっかりと責任を求め、それに対応する取組を求めていくべきではないかという意見も多数あるが、その点について改めてになるが、県の見解を伺う。

#### 下水道局長

藤井委員がおっしゃったように、国の政策に基づいてやってきているものなので、国の政策においても重要な位置を占めていることを考えると、やはり県としても、国としっかり連携して、そういうことを求めていく必要があると思う。そういうことで、県民の信頼がこれからも下水道について得られるものだと思うので、しっかり国と連携して、国に求めるべきことはしっかり求めていきたい。

#### 藤井委員

連携じゃなくて、求めるところをしっかりと見定めていただきたいと思うが、この災害級というものは初の事例である。だからこそ、当初50年で、それを60年の耐用年数を目指していたところ、40年でこういう事故が起こってしまった。この責任が誰にあるのか、玉虫色では、しっかりとした予防策を講じることはできないと思う。全国的に頻発してから、ああと思って対策を講じるものではないと思っているので、これは、県でこういう、ものすごい事故が起こった、こういうことを踏まえて、しっかりと求めるべきところを国に求めていくべきだと思うが改めて答弁を願う。

#### 下水道局長

こういう大きな事故を経験した自治体として、全国に、それから国に発信していく、そういう責務があると思うので、国に対して求めるべきことをしっかり求めていきたい。

#### 松坂委員

1 資料の原因究明委員会の2番の道路陥没のシナリオのところである。支援シナリオ1又はシナリオ2が発生した可能性が有力ということであるが、これはシナリオ2の小規模空隙から空洞が発生し、拡大して、下水道管が崩壊して陥没に至るとするのが妥当なところだとは思う。私もいろいろと執行部の方と話も聞いたりしたが、当初、またこれ陥没する前の時点ではあるけれども、下水道の環境、ある程度劣化をして落ちていく中で、固まりになったりとかする中で、中川の水循環センターの方に、近くであるから、

結構それなりに汚泥とともにコンクリートの破片とか、そういうのが流れ込んでいるのではないかなというように思った。中川のセンターの方は汚泥の濃縮機が新たにできており、そこに行くまでの間に、異物の混入ということなんかが発見できなかったのかなという、事前の察知ということではあるかと思うけれども、そういうことができたのではないかなというように、そういったことの異変に気付いたかということを確認したいと思う。

- 2 事故現場の事業者に対して、先ほども事故が原因で営業不振だとか従業員の問題ということで調査という話があった。調査は行っていないということであったが、事業者さんたち、いろいろと苦労されている中でアンケート調査の結果を見ると、6割以上が売上げ減、収益が減ったというお答えを頂いている中であるけれども、お金にかかるということはなかなか厳しいわけである。そういった実情でも相談をする場所ということの中で、商工会や総合相談窓口ということがあるけれども、そういった中で相談された実例、どのような切実な話があったのか伺いたいと思う。
- 3 全国特別重点調査の実施結果ということで、今回、約90キロで緊急度Ⅰが3.5キロメートル、緊急度Ⅱが43キロメートルということになっている。その中で、1番の調査対象というところであるけれども、内径が2メートル以上、かつ平成6年度以前に設置された下水道管路ということになっている。私はこれ国の方からの指示かもしれないが、内径2メートル以上ということだけでなく、2メートル以下でも大変な事故が発生した事例もあったという中で、今後、考えなければならないのか。ただ、距離数が、メータ一数が伸びてくる中で、先ほども1点目の話があるけれども、県で行われる事業には限界があらうかと思うし、これ本当に待たなして来ている中にあるので、逆に2メートル以上ではなく、2メートル以内でも調査する箇所があるということは、幹線については調査が必要だというように思うけれども、その辺について、また見解を伺いたいと思う。
- 4 緊急的に緊急度Ⅰのところ、要するに施工の話でも、先ほど出たマンパワーということもあったが、工法等、やはり使用している管路の中での整備ということで、なかなか大変な事業になってくるのかなというようにも思う。工法等も検討が始まっているかと思うけれども、その中で工法等の検討を、どの程度、今進められているのか伺いたいと思う。二度とこのような事故を起こさないために、私、八潮の事故は1回目ではなくて2回目だと思っている。私の地元の川島町で、命に影響あるような、そういった大きな事故も起きているわけであり、2度目であるから3度目を絶対に起こしてはいけないということもあるので、どうかその辺を含みながら回答いただきたいと思う。

#### 下水道事業課長

- 1 中川の水循環センターにおける沈砂については、通常でも1日当たり400キログラムほど発生しているという状況であり、過去において、理由もなく1度に大量の沈砂が発生していたというようなことは認められていないという状況である。また、コンクリートの破片等については、大きさが20ミリメートル以上のものについては、処理場内の除塵機で回収されることになるけれども、大量のコンクリートの破片が回収されるようなこともなかったというような状況である。また、原因究明委員会の間取りまとめにおいては、中川の水循環センターへの土砂等の流れ込みの有無について、沈砂重量等の変化が調査されており、事故の直前若しくは直後に、沈砂重量等の急激な増加が認められたことから、空洞はゆっくり時間をかけて成長した可能性が高いと推定したとされているところである。原因究明委員会の方においては、今後更なる検討するというこ

で聞いているので、委員会での議論、引き続き注視していきたいと考えている次第である。

- 3 川島町の陥没事故が以前あったけれども、こちらの圧送管は下流側における硫化水素が発生しやすいとされる箇所、下水道管が腐食して陥没が発生したというようなものである。このような箇所においては、年1回の路面下空洞調査を行うなど、再発防止に努めているところである。国から要請があった全国特別重点調査であるけれども、社会的影響が大きく、大規模な陥没が発生しやすいとされている箇所を中心に実施をしているところであるが、これまでの調査方法などをベースにしたもので、こういったことに関しては国に対して見直し等を要望しているところである。今後も国の動向や原因究明委員会の意見なども踏まえて、今回の調査対象となっていないような箇所における調査や、新たな調査方法を用いた調査の実施については検討していきたいと考えているところである。
- 4 今回、全国特別重点調査において緊急度Ⅰとなった3流域で12か所について申し上げますと、今議会において急施案件で認めていただいた補正予算と既定予算で対応することにしているが、対策の方法としては管更生工事や防食工事、あと欠落部分等の補修をする断面修復工事などの対策を行うというところを考えている。その箇所において、適切であるというような対策工事を実施していきたいと考えている。

#### 下水道局副参事

- 2 事業者の方々からの相談については、県の相談窓口又は商工会とも連携して、商工会からも情報を頂きながら対応している。事例については、今、詳細なことについては個人情報でもあるのでお答えできないが、多くの御相談があったのは、やはり交通量が減ったことによって売上げが落ちたというような話である。これについては、補償の説明会でも営業補償という形で、前年度の売上げの差額、又は掛かり増しの経費について補償することで進めさせていただいている。ここでお答えできるような対応としては、例えば、交通規制のエリア内で小売店の方からの相談もあり、中には、やはり交通規制区域に入っているのか、営業店舗が開いているのか、開いていないのかが分からないというような相談もあり、規制をしているところに営業中の看板を設置するなど、そういったことで、いろいろ相談を頂いた件に関しては、丁寧に対応しているところである。

#### 松坂委員

今、その営業補償に係ることで、この資料で補償の実施状況、現時点の対象者数が90で申込者数3、受付済数3、審査済数ゼロということで、支払済みはゼロとなっているけど、これ3人しか、3件しか申込みがないということか。申込中でもまだ審査済みということになってないので審査もまだ続行中なのか。確認したいと思う。

#### 下水道局副参事

今現在、営業補償については、報告の時点では3件、現時点では4件の申込みがある。4件については、受付を完了し、現在、書類等を審査している段階である。書類については、決算書だとかそのほか帳簿類を確認させていただくので、専門機関に委託をしてしっかりと見ていただいているところで、時間を要するところである。そのため、審査済み、又は支払の方まで至っていないところである。窓口には、複数件から相談も既に受けており、そのほか、一応期限を切ってはいるけれども、全て完了した後に、一括で補償の請求をしたいという方もいるので、そういった報告もいただいているので、今後増えていくと

思っている。

### 木下委員

- 1 健康被害については、明確に周辺住民に県としてはやらないので市の方の保健センター等でと言っている。ということであれば市に、その対応をするためにかかった財源措置をするのは当然だろうと思う。若しくは、それだけ市の方で仕事が増えてくるわけだから、保健師等のいろいろな職員、必要な人員の派遣支援なども当然していただくと思うので、やるのかどうか。
- 2 全体を通じて非常に、何か、我々の認識とのずれがあるような感じがあるので、ずっと寄り添う、寄り添うとおっしゃっているので、皆さんの考える「寄り添う」というのはどういうことなのか教えていただきたい。
- 3 その他の補償の文書については、再質問で改善するという話を頂いたけど、そもそも何でこういう言葉が入ってしまうのかなという、全く寄り添ってない。被害者の立場になっていないからだと思いますので、この補償の文章の一筆、もうこれでこれだけという、この決裁は起案の段階から入っていたのか、それとも途中で誰かが入れたのか。あわせて、当然決裁しなければ、この文章は外に出てこないはずなので、起案をしてから、良いよこれで補償の文書、被害者に渡してという、その間に、今は判子ではないと思うけど判子的にいうと、何人の方がそれを、確認して出していいと言ったのか教えていただきたい。
- 4 きめ細かい寄り添った対応というのが、現状の体制で限界があるのであれば、やはり人員を強化する必要があるのではないかと。それは、皆さんそれぞれのスペシャリストが頑張っているのは分かるので、正に被害者に寄り添うという事の認識を改めなくても、もともと持っている特性のある方がしっかり人員として置かれる、さらには人数が足りないのであれば補強する、内部にいないのだったら民間事業者も含めて、こういった細かい気遣いができるリサーチをしていける対応ができる方々に協力をお願いしていくことも必要ではないかと思う。ということで、更に質的にも量的にも民間も含めて体制を強化することについては寄り添っていくために、どう考えているのか伺う。

### 下水道局副参事

- 1 健康被害に関することで、市の保健センターで相談窓口を設けていただいて、市の保健師さんに健康相談をしていただいている。これについては、市の事業として対応されているというように聞いている。今後、その財源などについては市から、まだ、現時点でそういった相談はないけれども、そういった相談があったら、どう対応するのかというところは検討していきたいと思う。
- 2 この寄り添いという意味は、補償については、今、メニューとして出しているものは基準があるけれども、これに該当しない方であるとか、メニューにないような被害を受けている方々に対する、そういった一つ一つの相談事項、お困り事に対しては、まず耳を傾ける、それからお伺いし耳を傾ける。それについてどのように対応していくのか、ということと一緒に考えていくというようなことを、一つ一つ丁寧にやっていきたいと思っている。
- 3 承諾文書については、事務処理要領の中で補償というものは契約に基づいて請求を頂くものとなっており、この中で事務処理要領に準じて承諾を頂く、一切同じ内容のもので再度の請求はしないということを承諾いただくということになっているので、これに準じて記載させていただいているところである。ただ、これについて先ほどもお答えし

たが、しっかりと伝わってないということなので、文書については、しっかり見直すべきところは見直していきたいと思っている。この文章について起案をして発出しているけれども、承諾した人数というのは、今この時点ではっきりと正確には言えない。しかし、私以上の管理者まで決裁をとっているのです、関係する幹部職員は承知をしているところである。

#### 下水道管理課長

- 1 体制強化の考えについて、八潮の事故が発生した時点では、下水道局の定数は111名であった。その後、2月定例会において10人の体制を増やして4月1日時点では121名、その後、6月定例会で更に、特に補償対応のために12名増員して、現在、133名という定数の体制をとっている。委員おっしゃるように、特に補償の業務は、近隣住民との折衝や調整、周辺事業者との交渉など、専門的な知識もさることながら、そういう寄り添って話を聞くような姿勢というの、非常に重要だと思っている。現在、下水道局としては、133名の体制で業務に当たっており、今回、委員がおっしゃったような、しっかり寄り添った対応についても、まずは下水道局の中で、さらに、その辺りをきめ細かな対応ができるように、しっかり体制を組んで取り組んでいきたいと思っている。

#### 木下委員

- 1 市の事業としてで、今は相談がないから検討すると言っていたが、検討するのではなくて、そもそも論理的には出すべきものだと私は思う。市が人件費も仕組みも負担していて、何も言われていないから考えていないというのが、寄り添っていないのではない。被災している方々、被災が生じている自治体の立場に寄り添っているのであれば、何か言ってきてではなく、言うてくる前に、当然やっているのを知っているのだから、こういうことに支出は必要ではないか、というように聞いていくのが寄り添ってということだと思う。そこも踏まえて、相談があったら検討するのか、逆にこちらから負担を掛けているので、八潮市に対して何らかの財源、人的な支援が必要あるかもしれないの、というように聞く気があるのかどうか。
- 2 寄り添いについては答えてもらったが、正にそこが不十分だから被災している方々にも、その声を聞いてチェックしている我々も、何かずれているなと思って、こういう質問になってしまうと思うがどうか。
- 3 人数は分からないが管理者までということ、みんなで見ていてもこうになってしまう。別にそれを責めるつもりはないが、もともとやっている業務がそういうことを専門としているのではなく、いかにしっかり事業を運営して、しっかり結果を出して、安全な下水道管理をしていくかが仕事である人たちが集まっているのだから、そういう意識が働かないで、みんなが見ていても気が付かないで、これが世の中に出てしまう。我々議員が見たら、これやばいとすぐ分かると思う。これは再質問ではないが、4点目のところで、133人でまず、下水道局の中でしっかりという答えだったので、正にそういうところが専門ではない人がどんどん増えて、一生懸命集まってやって、こう指摘されたから頑張ろうと言っても、そもそもの視点と考え方、専門的な知識が違うのだから、であればそういうことに、いろいろな部局を役所は持っているのだから、補償交渉や用地買収をどうやって先方の意識に寄り添ってどうやっていくのか、経験やノウハウのある職員は県庁内にいっぱいいると思う。そういう方に入ってもらうように補強していくとか、逆にそれは、各課の人員配置の中で厳しいというのであれば、民間でそういうことがで

きる方に一緒に協力をしてもらって、どうやって結果として被害を受けている方や被害を受けている自治体周辺に寄り添うという姿勢を生むことができるのかと考えると、何らかの補強はやはり必要だと思うけれど、もう全く補強は考えない、もう既にこれだけ増員しているので、この中でしっかりやっていくという姿勢は変わらないのかどうか伺う。

#### 下水道局副参事

- 1 健康相談については、今回の事故に対しては県と市で連携しながら対応しているところであり、その一環として市に対応していただいているというように思っているところである。当然、財政的な負担は掛かっていると思うので、その辺は市と相談をしていきたいと思っている。
- 2 我々としても寄り添うという形を一生懸命やっているところであるが、至らないところがあるかと思う。そのところは、しっかりと反省して、引き続き、寄り添う形で、市、住民、事業者の方の声をよく聞きながら、しっかり検討して対応していきたいと思っている。

#### 下水道管理課長

- 3 周辺の住民の方々に、県にきちんと寄り添ってもらえているというような受け取り方をさせていただくことというのは非常に重要だと思っているので、どういう形が一番いいのか、いろいろな方法を委員の御提案の方法も含めながら検討していきたいと思っている。

#### 下水道局長

- 1 いろいろ地域住民が不安を抱えていると思うけれども、生活の不安の解消という点で、市と連携して取り組んでいきたいと思う。市から何らかの意向についてもしっかりとくみ取っていきたいと思う。
- 2 生活や事業も様々だと思うけれども、そういう中で、その支障とか不安とかも様々だと思うので、そういう様々な事情をもっとしっかり把握していくべきだという御指摘だと思うので、そういう様々な事情に対しても細かく把握していくように努めていく。
- 3 体制については、確かに130人体制でやっているけれども、例えば、調査とか委託に出せるもので、コンサルのお力を借りられる部分とか、委託などでより円滑にできる部分もあるのかもしれないので、そういうことも考えながら、より迅速な業務執行に努めていきたいと思う。

#### 荒木委員

先ほどアパート等の賃貸契約の中で、不動産の契約更新についての話があった。渡辺委員だったと思うが、その中の答弁で、アパート等の入居率によって対応を検討するといった答弁であったというように聞いた。ということはまだ実態を把握していない中で、実態を把握するのは当然なことだと思うし、そういった入居率だとか事例を調べるのも当然だと思うが、事例の大小、多い少ないによって対応を変えるということではないと思うけれども、それについても再度、答弁を頂きたいと思う。もしそうであったとすると、その他の補償の中の個別の補償、例えば、今までにない事例がこれからまだ出てくるという想定の中で、そうした基準に立った補償の考え方というのは、いかがなものかというように危惧したので、確認の意味で質問したいと思う。

### 下水道局副参事

我々も市場の状況というのが、市全体、それから陥没地域のエリアの状況だとかというのを、まだしっかりと把握をできていないところである。こういった事故に伴って、恐らく臭いというのが大きい原因なのかと思うけれども、そういったことで広く、そういった影響があるということであれば、これは営業補償と同じように、一律の補償になっていくのかなと、まだ、検討も始めてないところなので何とも言えないけれども、そういった形で検討していくのかなと思っている。いずれにしてもそういった新たな損害ということが判明したら、それを一つ一つ丁寧に対応していきたいと思っている。

### 荒木委員

ということは、これから精査する中でいずれかの補償の対象にはなり得るだろうと、今の段階では状況を把握してないから、どのように振り分けるか分からないという理解でよろしいか。

### 下水道局副参事

委員おっしゃるとおりである。

### 小島委員

そもそもの話になるが、私は高卒で学も深く学んだことがないが、都市工学というものがあるかと思う。また、下水道局の方はインフラ整備を業務として、職務としてやられているということで、そもそもの話を聞きたい。50年という寿命がある管路を10メートル下に埋め込んだわけである。50年以上前に、そのときにいた人を呼んで来いというわけではないが、だから都市工学、あるいはインフラ整備に当たっての心積もりというか、どういように進め、将来どうやって維持管理していくかということ、まず、行政としても決めるとは思いますが、寿命があるものを埋めて、その50年後に近くなったら、寿命を長くしようという考え方自体は悪くないけれども、入れ替える際の代替の通路も、当初から考えずに、維持管理の方法も、路面の地下の調査方法もまだ技術ができていないわけだし、そういうものを設置してくのに、責任というか、県民の生活が滞らないようにとか、あるいは大事故につながらないようにとかという考え方は、都市を設計するとき、施工するときに考えないのか。誰か都市工学とか勉強した人いたら教えてもらいたいと思うし、国からも国交省の方も来ているし、インフラを整備するときに見えているところだったら、それは簡単なわけである。ただ当時50年前だって、今だって10メートルの地中の中にあるものを、ろくに点検管理もできないのに、障害があったときに、それを避けるような仕組みを作らず、例えば、50年近くになったら、あと10年だから考えようよと、10年先延ばししようという考えは分かるけれども、いずれは入れ替えなくてはいけないのに、そういうような危機を避ける方法を考える仕組みはないのか。自分も60歳になるが、事業とか生活をしていく中で、やはり優先順位を付けて、将来、支障になるものは途中で方向転換してでも、後の世代に何か迷惑を掛けないように考えてやるけれども、頭いい人たちがみんな寄ってたかって事業をしているが、そういう考えはないのか。それが疑問である。私は法律の専門家ではないけども、未必の故意なのか過失なのか。将来壊れるものを埋めておいて、何の手当てもできないのだったら、それは故意ではないかそれ。そもそも不思議なんだ。

## 下水道事業管理者

小島委員のお話のお答えになるかどうか分からないけれども、私も、40年ほど前から、土木の公務員をやっているが、私が入庁した昭和60年だと、下水道を一生懸命整備している時代で、高度成長期の後で、右肩上がりの人口増に対して、下水道事業をどう集約して、どうコストを縮減してやっていくかということに専念していた時代だと思う。笹子トンネルの事故を10年ほど前だけれども、あそこからインフラメンテナンス元年という言い方をして、維持管理にもお金を使っていこうというように風向きが変わったけれども、それまでは、メンテナンスにお金をかけるといえるか、国の制度的にも補助事業として、メンテナンスにはお金をかけないというような形でやってきたけれども、要は整備に関しては、メニューがあったけれども、維持管理に関してはなかなかなかった。そこから、老朽化対策に対しても、補助であったり交付金であったりいろいろなメニューが出てきたということで、小島委員がおっしゃっていたとおり、設置をした40年前、50年前にもっと考えておくべきだったということに関しては、私も実はそう思うが、その時点で考えてなかったものと考えておけばよかったと言っても仕様がなくて、インフラをどうメンテナンスするかということに関しては、長寿命化をしながら、なかなかそこは難しいところだと思うが、ただ、現時点で我々が考えられるのは、今のこの大口径に関してはやはりバイパスを作る以外に中の流量を減らすすべがない。数時間は管内貯留で止められるかもしれないが、何かしらの方法をとらないと、止めることができないほどの量が流れているというのが現状なので、その中でどういったことを考えるかで、それについては、県が管理者として設置をしたときも国から補助を頂いて設置をして、管理をしていたのは管理者としての埼玉県であったり、公営企業であったり、そういった中で、これからやるものに関しては新しい事象だと思っているので、国からの支援をできるだけ頂けるように、いろいろなお願いをしているのと、それから、今後こういうことがないようにということで、私も今国の委員会検討会等に三つ参加しているが、その中でも意見を言わせていただいている。地方自治体が管理する、一部事務組合等もあるけれども、自治体が管理する下水道事業に対して、国からの手厚い支援を常々お願いしているところである。お答えになってないかもしれないが以上である。

## 小島委員

お答えになっていると思う。ただ話をもう1回戻すが、増え続ける人口に対応するために進めなくてはいけないと、そういう時期があったのも承知しているけれども、ただ、施工する事業をやっていく責任者とか責任において、技術者もそうだけど、大した技術者ではなくても、みんな将来行き詰まるということは分かっていたと思う。分からない人はいないと思う。だって寿命があるのだから、半永久的に使えるわけではない。ただ、それが予算主義というか、予算の中でメンテナンスには費用をかけないから、そういう声が潰されてしまうのだと思うけれども、本当にそれで大丈夫だと思っていたのか。そういう声が上がらない仕組みなのか。だって、そんな難しいことではない。車を買ったら、いつかは点検のために持ち上げてやらなくてはいけなかったり、いつか廃車したり、入れ替えたりしてはいけないのは、もう当然寿命があるものを購入したので分かるわけではないか。そのときのことを全く考えないで長寿命化だけ、長寿命化を図ろうとしたときだってアイデアは出たと思う。複線化したらどうだとか。それを金額が高いから駄目だとか。だけど、案は残しておくべきである。そういうものが全くなって長寿命化、長寿命化と今言っているけど、それだったらいつかどこでも破綻する。機械設備が。そういう考えなのか整理すると。

## 下水道事業管理者

直接の答えにならないかもしれないが、寿命が50年ということで、50年後の技術に期待していた部分があったのはあると思う。それまでの間に、管更生、中に流量が少なくなったので内側にもう一本管を入れるというような方法や、いろいろな方法はできてきている。ただ、現場にあうように、毎分4トンの下水が流れてくるところで、施工する方法というのがなかなかない。それに関しては、技術的にはなかなか難しいのは承知の上で、技術開発について各方面にお願いをしていく必要があるというように思っている。点検の技術に関しては、かなりドローンを使ったり、AIを使ったりとかいろいろなアイデアが出てくるけれども、下水が流れている管路をどうするのかという部分に関しては、なかなか良い知恵が出てきてないというのが業界全体の状況で、何かしら打開策があるといいなと思いつながら、各委員会に参加している状況である。

【「道路陥没事故に係る住民・事業者に寄り添ったきめ細かな支援等を求める決議（案）」、「道路陥没事故の復旧事業費等における財政措置を求める意見書（案）」、「持続可能な下水道管理体制の構築を求める意見書（案）」及び「路面下空洞探査技術の研究開発支援等を求める意見書（案）」を本委員会として行う動議についての説明】

## 荒木委員

ただいま配布した案文の朗読をもって、説明に代える。

初めに、「道路陥没事故に係る住民・事業者に寄り添ったきめ細かな支援等を求める決議（案）」である。

本年9月に「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」は中間取りまとめを公表し、道路陥没は、県が管理する中川流域下水道の硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであるとの見解を示した。令和7年6月定例会における「道路陥没事故に係る住民・事業者への速やかな補償を求める決議」を受け、知事が、中間取りまとめの公表を待つことなく速やかに補償に関する対応を行っていただいたことについては、本県議会として感謝申し上げる。

本県議会は、下水道が、国の示す方針のもと国費も充当して整備が行われてきたことに鑑みれば、道路陥没事故への対応について、県が全てを負うのではなく国も重要な役割を果たさなくてはならないと認識しており、国に対して新たな補償制度の構築や財政的支援を求めている。

一方、悪臭やさび、交通規制など事故現場周辺の住民の生活や事業者の事業活動への影響は現在も継続している。また、住民によるアンケートでは、健康への不安や精神的苦痛といった声も寄せられている。今後判明する被害への補償や、補償の対象要件を満たさず個別対応となる住民・事業者に対する補償について、引き続き県において適切な対応が必要である。あわせて、今後同種・類似の事態の発生を防ぐためにも、下水道管の腐食と崩落に至った原因・メカニズムを明らかにしなくてはならない。

よって、本県議会は、県において下記の措置を講ずるよう強く求める。

- 1 道路陥没事故による被害を受けている全ての住民や事業者に寄り添い、今後も適切に補償に関する対応を行うとともに、事故対応に関する情報提供を積極的に行うなど、きめ細かな支援を行うこと。
- 2 下水道の管理主体たる責任として、下水道管の腐食と崩落に至った原因・メカニズムを明らかにし、国が示してきた調査手法や調査頻度の妥当性を検証し、補修・補強などのメンテナンス技術と、管路マネジメントの在り方の早期確立に努めること。

以上、決議する。

続いて、「道路陥没事故の復旧事業費等における財政措置を求める意見書（案）」である。

令和7年1月28日、埼玉県八潮市内の県道で発生した陥没事故は、我が国で誰も経験したことのない災害とも言える事故となった。

事故対応のため、現時点で国庫補助事業と県単独事業を合わせて約195億円の事業費が計上され、その財源として、国からの補助金は令和6年度予備費の45億円にとどまっている。補償も含め、残りの約150億円は本県が企業債で賅っている状況であり、中川流域下水道関連市町の負担は72億円を超える見通しである。

今回の事故が災害救助法の適用に至ったこと、国の政策において下水道事業が重要な位置を占めていることを考慮すると、事故からの復旧や事故現場周辺の住民・事業者への支援において国が責任を持って対応しなくてはならない。それにより、下水道事業に対する国民からの信頼が得られ、地方自治体が行う下水道の安全管理が担保される。

よって、国においては、将来にわたる住民の安心と安全を確保するため、道路陥没事故の復旧事業に関し、地方自治体と住民の負担がないよう最大限の財政措置を行うとともに、地方自治体と連携して新たな補償制度を創設することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

続いて、「持続可能な下水道管理体制の構築を求める意見書（案）」である。

本年9月に「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」は中間取りまとめを公表し、道路陥没は、県が管理する中川流域下水道の硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであるとの見解を示した。

下水道は、国の示す方針のもと国費も充当して整備が行われてきた。全国で同種・類似の事態の発生を防ぐため、下水道政策の主体たる責任として、国においても、今回の事故に関する検証を踏まえ、調査手法や調査頻度なども含めた下水道施設のマネジメントに関する基準等の包括的な見直しが必要である。

また、見直しの結果、今後生じる見込みとされる莫大な改修・更新費用については、適切な費用負担の仕組みを検討する必要がある。

よって、国においては、持続可能な下水道管理体制を構築し、地域社会の安全を確保するため、下記の措置を講ずるよう強く求める。

- 1 市町村や受益者の過度な負担とならないよう、地方自治体の意見を十分に聴いた上で、国費の充当も含め、下水道施設の改修・更新に係る費用負担の在り方を見直すとともに、維持管理費用の低減を図るため、維持管理効率を高める方策を検討すること。
- 2 今後の人口動態や集住率、地形等の地域特性などを踏まえ、適切な下水道処理区域の設定、合併浄化槽の有効活用、複線化が必要な地域の選定などを行い、持続可能な下水道管理体制について、あらゆる可能性を検討すること。
- 3 都道府県や市町村が、国の定めた基準等に基づく下水道施設のマネジメントを確実に実行できるように、国は十分な予算を確保し、国庫補助率や地方交付税措置率を引き上げるなど、都道府県や市町村が受け取ることができる額の増額を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

続いて、「路面下空洞探査技術の研究開発支援等を求める意見書（案）」である。

本年9月に「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」は中間取りまとめを公表し、道路陥没は、県が管理する中川流域下水道の硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであるとの見解を示した。

中間取りまとめによると、陥没箇所付近において令和2年11月に実施された路面下空洞調査では、路面下1.5メートル程度まで調査し空洞は見つからなかったとしている。しかし、同箇所の下水道管は地下約10メートルに埋設されており、調査範囲よりも深い位置に発生していた空洞が確認できなかった可能性がある。

路面下空洞調査においては、レーダーを活用する空洞探査車などが用いられるが、探査深度は最大で3メートル程度であり、これを超える深度について、十分な探査精度を確保しながら調査が可能な機器は実用化されていない。

今後の道路陥没を未然に防ぎ、安全な都市環境を維持するためには、路面下空洞探査に係る技術革新が不可欠である。また、ドローンやロボットを活用した管路内からの地中空洞探査やAIによる診断など、複数の調査手法の積極的な開発や導入推進も必要である。

よって、国においては、探査技術の研究開発のための予算を十分確保するとともに、産学官連携を推進し、研究機関や民間企業の研究開発支援や新たな調査手法の導入推進を積極的に行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。